

平成27年度障害福祉サービス等報酬改定関連通知の正誤表

【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001号）】

(修正点は赤字下線)

正誤箇所	現 行	改 正 後 (誤)	改 正 後 (正)
P165	<p>第二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表（平成18年厚生労働省告示第523号。以下「報酬告示」という。）に関する事項</p> <p>3. 訓練等給付費</p> <p>(4) 就労継続支援A型サービス費</p> <p>① 就労継続支援A型サービス費について</p> <p>(一) 就労継続支援A型サービス費の区分について</p> <p>ア 就労継続支援A型サービス費（I）については、指定就労継続支援A型であって、従業者の員数が利用者の数を7.5で除して得た数以上であること。</p>	<p>第二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表（平成18年厚生労働省告示第523号。以下「報酬告示」という。）に関する事項</p> <p>3. 訓練等給付費</p> <p>(4) 就労継続支援A型サービス費</p> <p>① 就労継続支援A型サービス費について</p> <p>(一) 就労継続支援A型サービス費の区分について</p> <p>ア 就労継続支援A型サービス費（I）については、指定就労継続支援A型であって、従業者の員数が利用者の数を8.5で除して得た数以上であること。</p>	<p>第二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表（平成18年厚生労働省告示第523号。以下「報酬告示」という。）に関する事項</p> <p>3. 訓練等給付費</p> <p>(4) 就労継続支援A型サービス費</p> <p>① 就労継続支援A型サービス費について</p> <p>(一) 就労継続支援A型サービス費の区分について</p> <p>ア 就労継続支援A型サービス費（I）については、指定就労継続支援A型であって、従業者の員数が利用者の数を7.5で除して得た数以上であること。</p>
P212	<p>第三 地域相談支援報酬告示に関する事項</p> <p>1. 指定地域移行支援</p> <p>(5) 障害福祉サービスの体験利用加算の取扱い</p> <p>② 障害福祉サービスの体験利用加算については、15日（障害福祉サービスの体験的な利用支援の提供開始日から90日以内に限り。）を限度として算定できるものであること。</p> <p>なお、当該者に対する地域移行支援の給付決定が更新された場合には、当該更新後から再度15日（当該更新後の障害福祉サービスの体験的な利用支援の提供開始日から90日以内に限り。）を限度として算定できることに留意すること。</p>	<p>第三 地域相談支援報酬告示に関する事項</p> <p>1. 指定地域移行支援</p> <p>(5) 障害福祉サービスの体験利用加算の取扱い</p> <p>② 障害福祉サービスの体験利用加算については、15日（<u>障害福祉サービスの体験的な利用支援の提供開始日から90日以内に限り。</u>）を限度として算定できるものであること。</p> <p>なお、当該者に対する地域移行支援の給付決定が更新された場合には、当該更新後から再度15日（<u>当該更新後の障害福祉サービスの体験的な利用支援の提供開始日から90日以内に限り。</u>）を限度として算定できることに留意すること。</p>	<p>第三 地域相談支援報酬告示に関する事項</p> <p>1. 指定地域移行支援</p> <p>(5) 障害福祉サービスの体験利用加算の取扱い</p> <p>② 障害福祉サービスの体験利用加算については、15日（<u>障害福祉サービスの体験的な利用支援の提供開始日から90日以内に限り。</u>）を限度として算定できるものであること。</p> <p>なお、当該者に対する地域移行支援の給付決定が更新された場合には、当該更新後から再度15日（<u>当該更新後の障害福祉サービスの体験的な利用支援の提供開始日から90日以内に限り。</u>）を限度として算定できることに留意すること。</p>

正誤箇所 P214	<p style="text-align: center;">現 行</p> <p>第三 地域相談支援報酬告示に関する事項 1. 指定地域移行支援 (6) 体験宿泊加算の取扱い ⑥ 体験宿泊加算については、15日（体験的な宿泊支援の提供開始日から90日以内に限り。）を限度として算定できるものであること。 なお、当該者に対する地域移行支援の給付決定が更新された場合には、当該更新後から再度15日（当該更新後の体験的な宿泊支援の提供開始日から90日以内に限り。）を限度として算定できることに留意すること。</p>	<p style="text-align: center;">改 正 前 (誤)</p> <p>第三 地域相談支援報酬告示に関する事項 1. 指定地域移行支援 (6) 体験宿泊加算の取扱い ⑥ 体験宿泊加算については、15日（<u>体験的な宿泊支援の提供開始日から90日以内に限り。</u>）を限度として算定できるものであること。 なお、当該者に対する地域移行支援の給付決定が更新された場合には、当該更新後から再度15日（<u>当該更新後の体験的な宿泊支援の提供開始日から90日以内に限り。</u>）を限度として算定できることに留意すること。</p>	<p style="text-align: center;">改 正 後 (正)</p> <p>第三 地域相談支援報酬告示に関する事項 1. 指定地域移行支援 (6) 体験宿泊加算の取扱い ⑥ 体験宿泊加算については、15日を限度として算定できるものであること。 なお、当該者に対する地域移行支援の給付決定が更新された場合には、当該更新後から再度15日を限度として算定できることに留意すること。</p>
--------------	---	---	---